

土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出が必要となる行為



2(1)、(2) 法第4条関係

1

一定規模以上の土地の形質の変更の届出及び調査義務①（法第4条第1項）

① 操業中の有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場の敷地において、一定規模（900㎡）以上の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更をしようとする者は、土地の形質の変更に着手する30日前までに長野県知事（長野市長、松本市長を含む。以下「長野県知事等」という。）に土地の形質の変更の届出を提出しなければならない。

なお、あらかじめ土壌汚染状況調査結果を実施し、届出に併せて提出することができる。（当該調査に不備等がなければ調査命令の対象にならない。）

■手続きの流れ

事業者、土地所有者等

県、長野市、松本市

900㎡以上の土地の形質の変更をしようとする場合

着手30日以上前に届出

土壌汚染のおそれがあると認められる場合※（掘削部分のみ）

汚染のおそれを判断する土地基準

- ① 特定有害物質による汚染が基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- ③ 特定有害物質を製造、使用、処理していた土地
- ④ 特定有害物質が貯蔵、保管されていた土地
- ⑤ その他②から④までと同程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合

指定調査機関による土壌汚染状況調査を実施

調査命令（掘削部分のみ）

要措置区域
形質変更時要届出区域
指定

※指定基準超過の場合のみ

報告



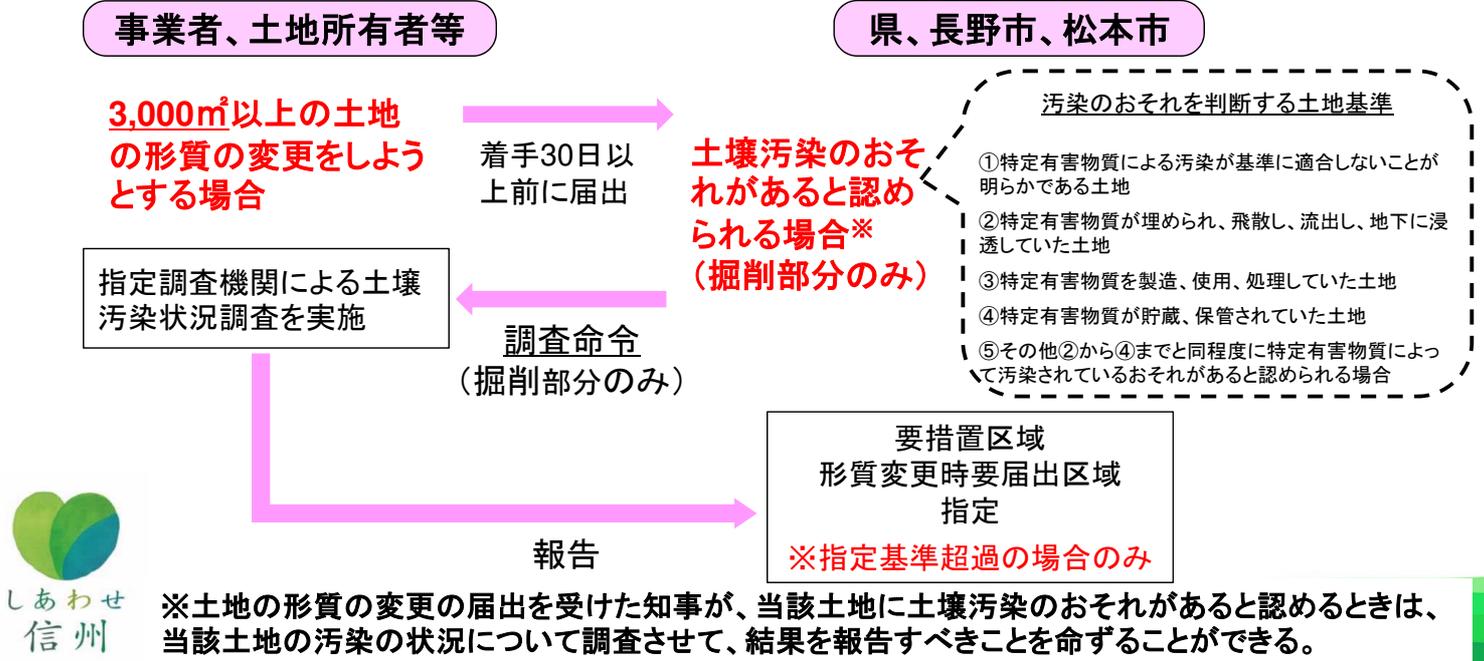
※土地の形質の変更の届出を受けた長野県知事等が、当該土地に土壌汚染のおそれがあると認めるときは、当該土地の汚染の状況について調査させて、結果を報告すべきことを命ずることができる。

一定規模以上の土地の形質の変更の届出及び調査義務②（法第4条第1項）

② ①以外の土地において、一定規模（3,000㎡）以上の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更をしようとする者は、土地の形質の変更に着手する30日前までに長野県知事等に土地の形質の変更の届出を提出しなければならない。

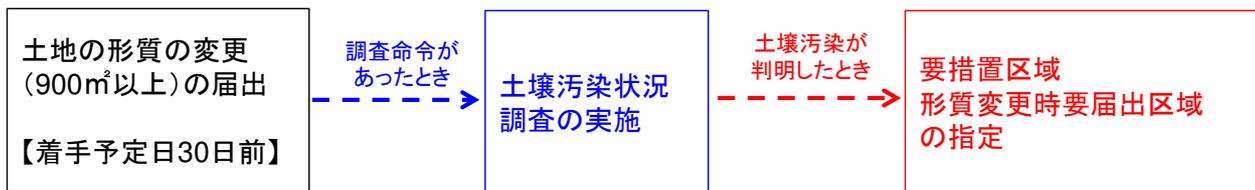
なお、あらかじめ土壤汚染状況調査結果を実施し、届出に併せて提出することができる。（当該調査に不備等がなければ調査命令の対象にならない。）

■手続きの流れ



手続きまとめ

① 操業中の有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場の敷地の場合



② ①以外の場合



調査義務が一時免除されている土地における形質の変更の届出及び調査義務
(法第3条第7項及び同条第8項)

調査義務が一時免除された土地(次ページに記載のとおり)において、一定規模(900㎡)以上の形質の変更を行う場合、土地所有者等は、あらかじめ長野県知事(長野市長、松本市長を含む。以下「長野県知事等」という。)に土地の形質の変更の届出を提出しなければならない。

■手続きの流れ

土地所有者等

県、長野市、松本市

900㎡以上の土地の形質
の変更をしようとする場
合

あらかじめ届出※

形質の変更の届出
があった場合は必ず

指定調査機関による土壌
汚染状況調査を実施

調査命令
(掘削部分のみ)

要措置区域
形質変更時要届出区域
指定

報告

※指定基準超過の場合のみ

※あらかじめ、届出先と調整を行った上で、余裕をもった届出をお願いします。



有害物質使用特定施設の使用廃止時の調査義務(法第3条第1項)

有害物質使用特定施設※の使用を廃止した場合には、その土地の所有者、管理者、又は占有者(以下「土地所有者等」という。)は、当該工場又は事業場の敷地の土壌汚染状況調査を行い、長野県知事等へ報告しなければならない。

※水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するもの

■手続きの流れ

土地所有者等

県、長野市、松本市

指定調査機関による土壌
汚染状況調査を実施

有害物質使用特
定施設の廃止等
の日から120日以
内に報告

要措置区域
形質変更時要届出区域
指定

※指定基準超過の場合のみ



有害物質使用特定施設の使用廃止時の調査義務の一時免除の確認申請
(法第3条第1項ただし書)

有害物質使用特定施設の使用の廃止に伴い、土壤汚染状況調査義務が発生した場合であっても、その対象となる土地について、予定されている利用の方法からみて土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがない旨の長野県知事等の確認を受けた場合には、調査義務は、一時的に免除される。

ただし、土地の利用方法が変更され(事前の変更届が必要。)、調査義務の一時免除の確認が取り消された場合には、再度調査義務が発生する。

■手続きの流れ

土地所有者等

県、長野市、松本市

調査一時免除(法第3条第1項ただし書)に係る確認申請書を提出

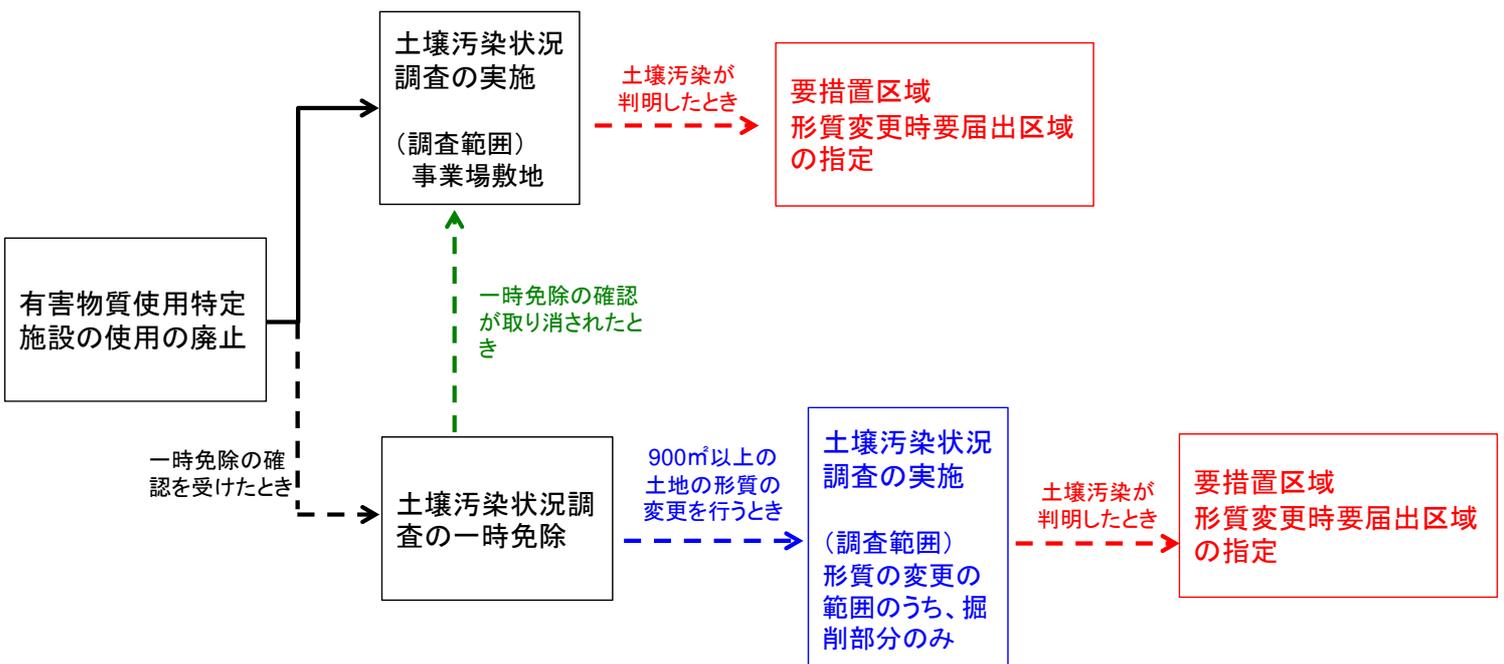
規則第16条第3項各号に該当することを確認した場合

調査一時免除

工場、事業場の敷地として利用され、関係者以外立ち入ることができない等



手続きまとめ

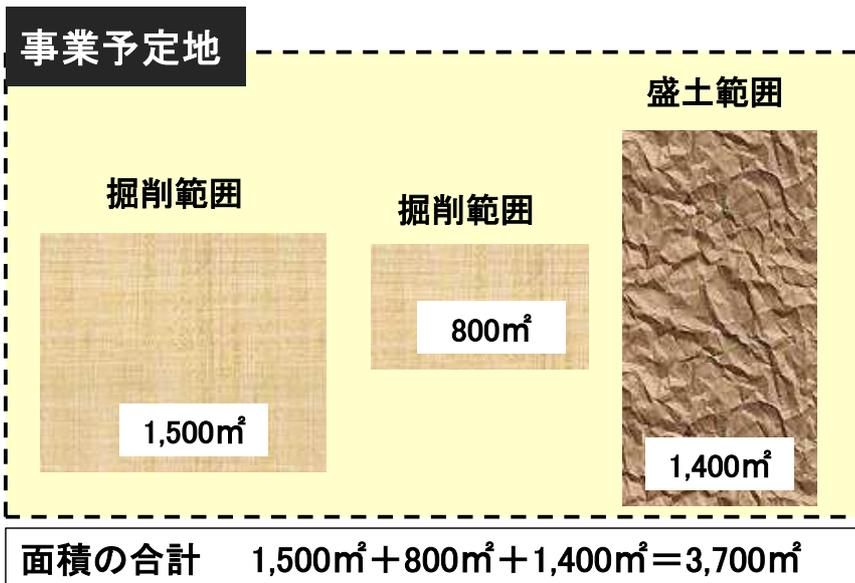


土地の形質の変更の届出対象となる行為の考え方



参考資料

一般的な土地の形質の変更の場合の面積の算定方法



土地の形質の変更(土地の形状を変更する行為全般をいう。)の部分(掘削部分と盛土部分の合計)の面積が面積要件(900又は3,000m²)以上である場合は届出が必要となる。

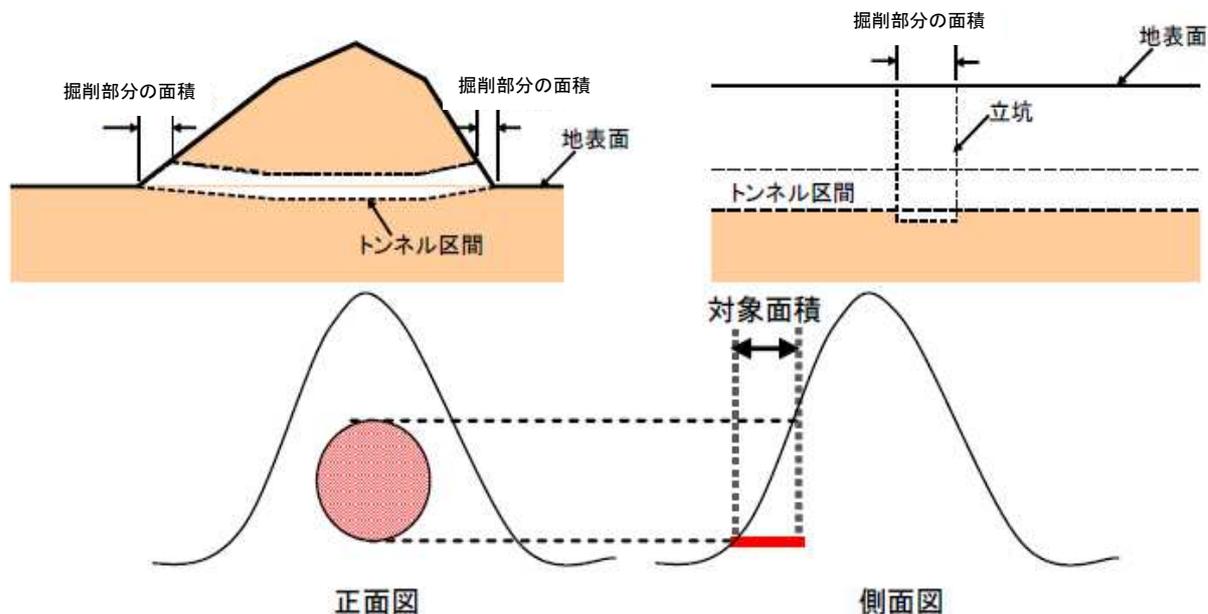
同一の手続きにおいて届出されるべき土地の形質の変更については、土地の形質の変更が行われる部分が同一敷地にあることを必ずしも要せず、同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断して、形質変更部分の面積を計上する。

面積要件以上の土地の形質の変更であっても届出の対象外となる行為

- 1 土地の形質の変更が盛土のみ
- 2 土壌の区域外への搬出や土壌の飛散又は流出を伴わない、最深部が50cmに至らない軽易な行為
- 3 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 4 鉱山関係の土地において行われる行為
- 5 通常の農業行為、林業用の作業路網の整備 (法第4条関係のみ)

トンネル開削工事場合の算定方法

トンネル開削工事の場合は、開口部を平面図に投影した部分の面積を掘削部分の面積とする。



参考資料

形質の変更に係る部分の深さの考え方

土地の形質の変更に伴う届出(法第3条第7項、法第4条第1項)については、面積要件を満たし、土地の形質の変更に係る部分の中に1ヶ所でも地表から深さ50cm以上掘削する場所があれば、届出が必要となることに留意する必要があります。また、土地の形質の変更の深さについては、届出書に記載することとなります。

なお、この際の「土地の形質の変更に係る部分の深さ」の基準は、土壌表面ではなく地盤表面として取り扱うことに注意が必要です。

■例1

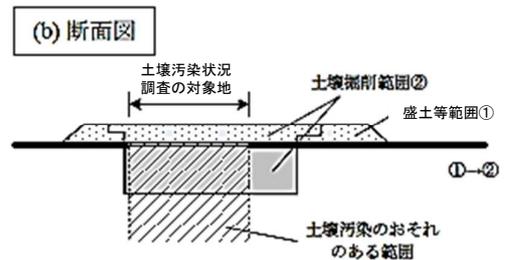
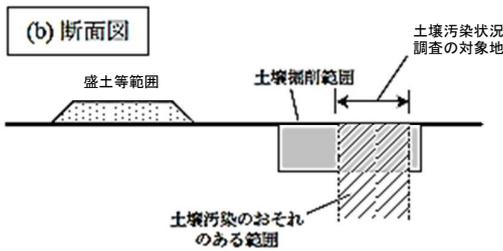
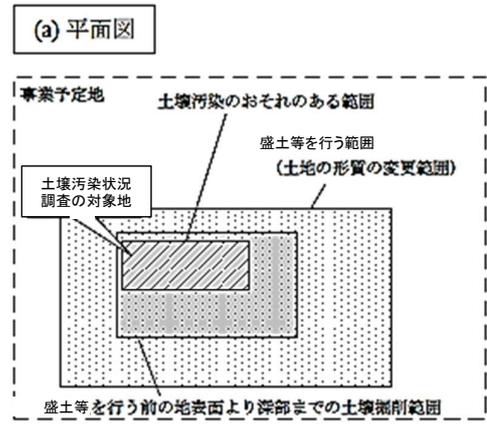
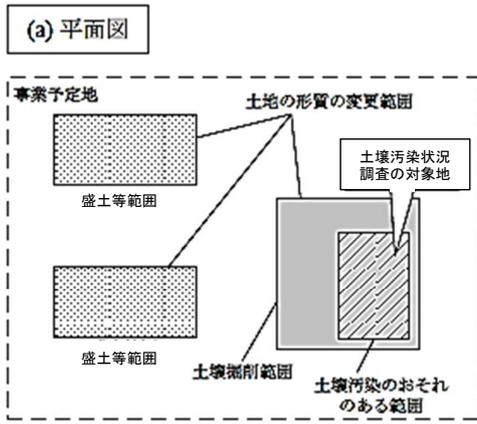
道路が60cmの路盤(構造物)で覆われている場合には、その路盤全てをはがす行為は地表から60cmを掘削する行為として扱う。

■例2

最初に盛土を行い、それと一体となる工事の中で、当該盛土範囲内の一部でさらに土地の掘削を行う場合には、盛土を行う前の地表面から掘削する深さを土地の形質の変更に係る部分の深さとして扱う。(すなわち、盛土を行う前の地表面より深い部分を掘削しない場合には、「掘削の深さは0cm」として取り扱うことができる。)



形質の変更の範囲と土壤汚染状況調査の対象地（法4条調査における一般的な例）

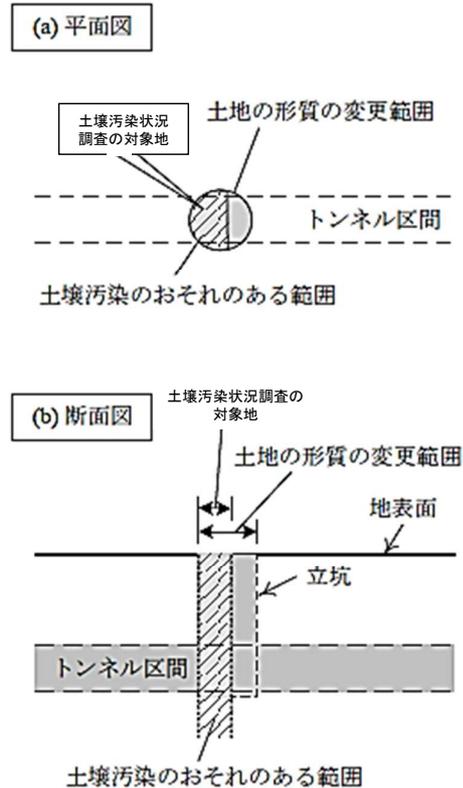
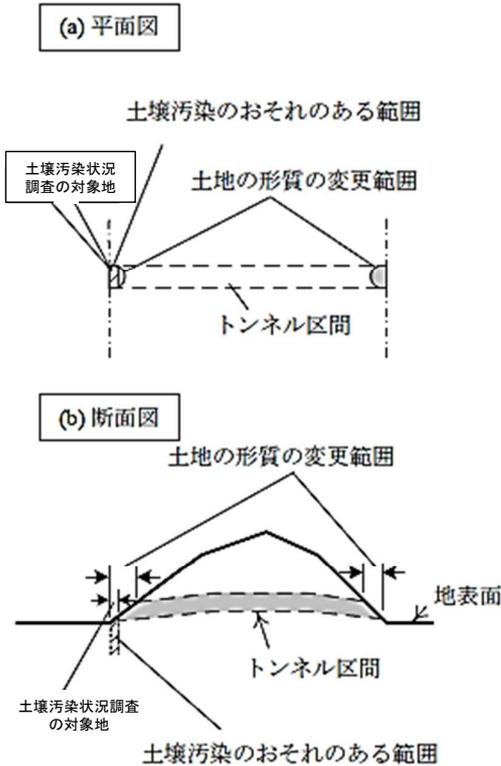


- (1) 盛土等範囲と土壤掘削範囲がそれぞれ別に、 (2) 盛土等を実施し、その範囲の一部で土壤を掘削する場合
存在する場合

土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3版)から抜粋・編集



形質の変更の範囲と土壤汚染状況調査の対象地（法4条調査におけるトンネル開削工事の例）



(1) トンネル掘削の場合

(2) 立坑掘削の場合

土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3版)から抜粋・編集

